

## 学校運営協議会を設置する学校の指定について（案）

高校教育課

コミュニティ・スクールを導入するにあたり、次のとおり、学校運営協議会を設置する学校として指定する。

### 1 指定する学校

長野県白馬高等学校

### 2 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間

### 3 指定根拠

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 47 条の 5 第 1 項（平成 16 年 9 月改正）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（中略）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

(2) 学校運営協議会規則（平成 28 年 2 月 12 日制定）

#### 第 1 条（設置）

（前略）、長野県教育委員会（中略）の所管に属する学校のうちその指定する学校に学校運営協議会を設置する。

#### 第 2 条（指定）

教育委員会は、地域住民及び保護者の学校運営への参画の促進及び学校との連携の強化を進めることにより、地域住民及び保護者と学校との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童又は生徒の健全育成を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進めることができると認める場合には、前条の指定をすることができる。

### 4 指定理由

- 国際観光科設置に際して、白馬・小谷両村から申し出があった様々な支援を有効的に活用し、両村との継続的かつ組織的な協働運営体制の構築・維持を図ることができる。
- 地元観光関係者等の学校運営への参画は、県の観光施策である「世界水準の山岳高原観光地づくり」を担う国際観光人材の育成にとっても有益である。
- 白馬・小谷両村在住の生徒が 6 割以上在籍し、従来から地域に開かれた学校づくりの取組みを積極的に行っている白馬高等学校では、地域住民や保護者等の関心が高まり、地域の特色を活かした魅力ある高校づくりを更に推進することができる。

### 5 今後の予定

- ・平成 28 年 3 月 25 日 「指定書」の交付
- ・平成 28 年 4 月 学校運営協議会委員の任命
- ・平成 28 年 5 月 第 1 回学校運営協議会の開催